

工事着工後の申請は、補助金の交付を受けられなくなりますので、事前にご相談ください。

【問い合わせ】建設課 都市・住宅係 ☎85-6139

□子育て・若者世帯住宅取得支援事業補助金

対象	住宅（新築）
事業内容	定住の意思を持ち、住宅の新築や新築建売住宅の購入を行う若者世帯、他市町村からの移住世帯に対する補助
補助金額	◇若者世帯…60万円（世帯員全員50歳未満の夫婦もしくは親と子の世帯） ◇他市町村からの移住世帯…100万円（町外から転入する場合） ▶ 町内業者の場合30万円を加算 ※町税などの滞納がないことが要件となります。 ※世帯員全員が50歳未満の夫婦もしくは親と子の世帯であること ほか

□その他の補助事業

- 危険ブロック塀等除却促進事業
- 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃等低廉化補助事業
- 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助事業

※各補助事業の要項等の詳細は、二次元バーコードから町ホームページをご確認ください。

※その他の補助事業や詳細な要件、併用可能な補助事業等については、ご相談ください。



■町産材等木造建築推進事業

【問い合わせ】白鷹町商工会 ☎85-0055

町内における木工事の受注促進と町産材利用拡大を図るとともに、地元関連業界の振興と経営基盤の強化、消費需要の拡大を目的として、町産材等木造建築推進事業に取り組みます。

対象物件	住宅、店舗、附属建物（車庫、作業所および物置）	
対象工事	新築または増改築、修繕など 全体工事費が30万円以上で木工事が25%以上または100万円以上のこと 令和9年1月31日までに完成すること	
施工業者	白鷹町商工会員の登録事業所	
申請者（施主）の要件	▶ 白鷹町内に住所を有する（または年度内までに転入を確約する）方 ▶ 町税等の滞納がない方	
支援内容	工事費	工事費の10%以内（上限10万円）※白鷹町商工会が発行する商品券により給付
	町産材購入費 （1㎡以上の利用）	住宅・店舗等の新築：上限30万円 附属建物の新築：上限20万円 その他の増改築・修繕：上限10万円
その他制度との併用	介護保険制度との併用は不可	

■省エネ住宅促進事業

【問い合わせ】白鷹町商工会 ☎85-0055

温室効果ガスの排出量を削減し、持続可能な循環型社会の実現と地球温暖化の防止を推進するため、省エネルギー性能の高い新築住宅（新築建売住宅の購入含）への支援を実施します。

対象物件	住宅の省エネルギー性能が確認できる認定証等（やまがた省エネ健康住宅、建築物省エネルギー性能表示制度 ほか）の交付を受けた新築の木造住宅
対象期間	住宅の引き渡しおよび認定証等の交付が令和9年2月28日まで行われること
申請者（施主）の要件	▶ 白鷹町内に住所を有する（または年度末までに転入を確約する）方 ▶ 町税などの滞納がない方 ▶ 町内に本人が居住する戸建て住宅であること
施工業者	白鷹町商工会員の登録業者
支援内容	1件あたり30万円（定額）

令和8年度 住宅関連の施策

□ 住宅リフォーム支援事業

【対象工事】

- ▶ 県内業者によるリフォーム工事であること
- ▶ 請負金額が50万円以上(税込)の工事であること
- ほか

【申請者（施主）の要件】

- ▶ 町内に住所を有する方（実績報告時までに本町に転入し、居住する方を含む）
- ▶ 町税などの滞納がないこと
- ほか

令和8年度白鷹町住宅リフォーム支援事業制度概要

類型	世帯要件	対象工事	補助率・上限			
			通常		空き家活用 (中古住宅診断未実施)	
			補助率	上限額	補助率	上限額
一般型	なし	やまがた省エネ健康住宅の認証を受け全体改修を実施	工事費の 10%	32万円	工事費の 20%	57万円(52万円)
		やまがた省エネ健康住宅の認証を受け部分改修を実施		22万円		47万円(42万円)
		断熱化、バリアフリー化、克雪化など		12万円		37万円(32万円)
移住・定住 促進型	移住 新婚 子育て	やまがた省エネ健康住宅の認証を受け全体改修を実施	工事費の 30%	50万円	工事費の 40%	75万円(70万円)
		やまがた省エネ健康住宅の認証を受け部分改修を実施		40万円		65万円(60万円)
		断熱化、バリアフリー化、克雪化など		30万円		55万円(50万円)

【用語の説明】

- 県外からの移住世帯…令和3年4月1日以降に県外から町内に転入した世帯員を含む世帯
- 新婚世帯…婚姻した日から5年以内の世帯
- 子育て世帯…平成20年4月2日以降に出生した方と同居する世帯（出産予定を含む）
- 空き家活用…空き家を購入しリフォームを行う工事

□ 木造住宅耐震診断士派遣事業

平成12年5月31日以前に着工した木造住宅の耐震診断を実施します。

- ▶ 診断料：10,000円
- ▶ 補強計画作成料：5,000円



□ 木造住宅耐震改修事業

令和8年度木造住宅耐震改修事業制度概要

要件	対象工事		補助率・上限
	▶木造住宅耐震診断士派遣事業で耐震診断を受け、補強計画を作成した住宅 ▶改修前評点が1.0未満の住宅（簡易耐震改修においては0.7未満）ほか		
耐震改修	改修後評点を1.0以上にする工事		50%・140万円
減災対策	簡易耐震改修	改修後評点を0.7以上1.0未満にする工事	80%・30万円
	部分耐震改修 (いずれか)	▶ 改修後評点を1階のみ1.0以上にする工事	
		▶ 主要な居室等のみ耐震改修を行う工事 ▶ 屋根または2階以上の重量を軽減する工事	
防災ベッド等	防災ベッド、耐震シェルターを設置する工事		
住替支援	耐震性のない住宅を除却し耐震性のある住宅に住替		